平成２２年（フ）第４０４０号
大阪市都島区中野町２丁目９番13号ルネッサンスルイード４Ｂ号
債務者　坂本　美香（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０４５号
大阪市西成区津守１丁目４番11号　津守第一マンション202号
債務者　本藤　雅巳
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０７３号
大阪市生野区生野東１丁目12番３号
債務者　上甲　幸治
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０８６号
大阪府寝屋川市上神田１丁目40番２号
債務者　中地　順也
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５７号
大阪市都島区友渕町１丁目３番２―1308号
債務者　山下　勝弘
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１７７号
大阪市阿倍野区相生通２丁目６番５号パレスフォー相生301号
債務者　松島　周司
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２０６号
大阪府高槻市柳川町１－１－４、住民票上の住所大阪府高槻市南総持寺町１番11号
債務者　関根　裕三
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２３６号
大阪市西成区潮路２丁目３番12号
債務者　石井　勝
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２４３号
大阪府大東市北新町11番606号
債務者　小國　直美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２５０号
大阪市東住吉区鷹合３丁目４番８号301号
債務者　兒山　昌美（旧姓阿地）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８９号
長崎県長崎市西山３丁目３番20―105号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町まなび野３丁目２番地４―211号
債務者　足達　美幸
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
長崎県長崎市神ノ島町１丁目294番地21
債務者　六倉ミチ子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
長崎県長崎市曙町38番31号、旧住所長崎県長崎市曙町７番72号　角本アパート201号室
債務者　角矢　浩司
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
長崎県長崎市曙町38番31号、旧住所長崎県長崎市曙町７番72号　角本アパート201号室
債務者　角矢　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
長崎県長崎市矢上町47番29号　笹島アパート２号
債務者　宗　　朋美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
長崎県長崎市かき道３丁目20番３―703号
債務者　八田　修一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
長崎県長崎市片淵２丁目17番20―103号、旧住所長崎県長崎市西山台２丁目11番25号
債務者　田口　由美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係